



議会報

ならは



緊張しながら大きな声で「ハイ！」…入学式(4/6)

■ 平成28年3月定例会 会期 3/7(月)～10(木)

- ▶ 平成28年3月定例会……………1～3ページ
- ▶ 陳情事件について……………4ページ
- ▶ 町政諸般報告……………5ページ
- ▶ 町政を問う【一般質問】……………6～8ページ
- ▶ 要望活動……………9～10ページ
- ▶ 臨時議会……………11ページ
- ▶ 全員協議会……………12ページ
- ▶ 委員会のうごき……………13～17ページ
- ▶ 議会の活動等について……………18ページ

平成28年

第172号

5月19日
発行

平成28年3月

檜葉町平成28年度一般会計当初予算

会期は平成28年3月7日から10日の4日間で行われ、提出された条例制定5件、条例改正13件、処分1件、諮問1件、陳情1件、議員派遣1件、の計42件について、慎重に審議された結果、原案ど

平成28年度当初予算

【一般会計予算】

《歳入・歳出予算総額》

135億3,500万円

(前年比：64億9,700万円(32.4%)の減)

《歳入のうち自主財源：町税等》

69億7,746万9千円(全体の51.6%)

(前年比：3億2,678万6千円(4.9%)の増)

《歳入のうち依存財源：国県支出県等》

65億5,753万1千円(全体の48.4%)

(前年比：68億2,378万6千円(51.0%)の減)

◆主な事業

コミュニティ形成支援事業、心の復興事業補助、緊急通報システム事業、自立支援給付事業、保健福祉会館災害復旧事業、特別警戒隊事業、営農再開支援事業、カントリーエレベーター施設整備事業、災害公営住宅整備事業、防災集団移転促進事業、津波被災住宅再建支援事業、コミュニティセンター照明改修事業、総合グラウンド環境整備事業、野球場電光掲示板設置事業、教職員住宅災害復旧事業など。

【国民健康保険特別会計予算】

《歳入・歳出予算総額》 16億9,300万円

《前年比》 9,833万9千円の減

◆主な事業

一般被保険者療養給付費／10億919万6千円、後期高齢者支援金／1億6,470万8千円、保険財政共同安定化事業拠出金／3億2,294万円など。

【後期高齢者医療特別会計予算】

《歳入・歳出予算総額》 2,382万円

《前年比》 121万円の減

◆主な事業

後期高齢者医療広域連合給付金[負担金]／2,049万3千円など。

【住宅用地造成事業特別会計予算】

《歳入・歳出予算総額》 1億3,200万円

《前年比》 1億2,919万4千円の増

◆主な事業

住宅用地造成測量調査設計／2,316万9千円、用地購入費／1億250万円など。

【介護保険特別会計予算】

《歳入・歳出予算総額》 9億4,119万円

《前年比》 1,658万4千円の減

◆主な事業

介護サービス等諸費(保険給付費[負担金]等)／7億3,792万3千円、介護予防サービス等諸費(保険給付費[負担金]等)／2,099万7千円、利用者負担額軽減支援事業／8,129万9千円など。

【下水道事業特別会計予算】

《歳入・歳出予算総額》 5億2,310万円

《前年比》 2億8,670万円の減

◆主な事業

工事請負費(管渠築造・修繕等)／1億9,284万5千円、施設管理委託料：5,252万8千円、償還金(下水道事業債)／1億8,058万円など。



コンパクトタウンのイメージパース

榑葉町議会定例会

算を含む、42案件が議決されました。

指定管理2件、平成27年度補正予算6件、平成28年度当初予算6件、工事請負契約変更6件、財産おり可決されました。

条例の改正

町長等の給与及び旅費に関する条例の改正

町長等の期末手当算定基礎額に乗ずる割合を改定するため。【全員賛成：可決】

町長等の給与の特例に関する条例の改正

町長等の給与の特例期間を平成29年3月31日まで延長するため。【全員賛成：可決】

議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正

議員の期末手当算定基礎額に乗ずる割合を改定するため。【全員賛成：可決】

雇用促進住宅条例の改正

雇用促進住宅災害復旧完了に伴い、家賃の免除に関する規定を変更。【全員賛成：可決】

地区集会所条例の改正

一ツ屋住宅地区集会所（下小埜地内）の完成に伴う改正。【全員賛成：可決】

町営住宅管理条例の改正

一ツ屋住宅団地（下小埜地区）完成に伴う改正。【全員賛成：可決】

スポーツ公園条例の改正

今後の施設利用の年齢層の変化や消費税増税を勘案し、施設等の利用金額や利用時間について見直し。【全員賛成：可決】

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、新たに地域密着型通所介護について規定するため。【全員賛成：可決】

税条例の改正

地方税法一部改正及び国からの個人番号利用取扱い通知等に伴う、所要の改正。【全員賛成：可決】

固定資産評価審査委員会条例の改正

行政不服審査法に伴う、所要の改正。【全員賛成：可決】

東日本大震災復興交付金基金条例の改正

本条例の効力期限について、復興交付金事業計画との整合を図るため。【全員賛成：可決】

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の改正

地方公務員法の改正に伴う、引用条項等の改定。【全員賛成：可決】

職員の給与に関する条例の改正

県人事委員会給与勧告に基づく給料月額・諸手当改定、改正地方公務員法の施行に伴う改正、改正行政不服審査法の施行に伴う改正のため。【全員賛成：可決】

財産処分

榑葉南工業団地内の敷地の一部

土地 榑葉町山田岡大字仲丸1番7ほか1筆
面積 宅地・雑種地合計8,832.81㎡
建物 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
価格 土地・建物合計1億8,845万9,640円
契約相手方 福島SiC応用技研株式会社
【全員賛成：可決】

指定管理者の指定

デイサービスセンターやまゆり荘指定管理

《指定管理者》
社会福祉法人 榑葉町社会福祉協議会
【全員賛成：可決】

天神岬スポーツ公園指定管理

《指定管理者》
財団法人 榑葉町振興公社【全員賛成：可決】

発 委

看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出

陳情事件採択に伴い意見書を提出。
【全員賛成：可決】

議員派遣について

東日本大震災及び原子力災害に伴う要望活動。
【全員賛成：可決】

工事請負契約

契約の変更

南山田浜地区災害復旧工事の変更【全員賛成：可決】
 ・変更前 1億2,096万円
 ・変更後 1億45万8,360円
 ≪変更理由≫主に事業対象面積減少による減額変更。

下井出地区災害復旧工事の変更【全員賛成：可決】
 ・変更前 9,612万円
 ・変更後 8,733万2,040円
 ≪変更理由≫主に事業対象面積減少による減額変更。

木戸川伏流水取水施設工事（その2）の変更
 【全員賛成：可決】
 ・変更前 6億3,180万円
 ・変更後 6億5,337万840円
 ≪変更理由≫地下水位低下工法の追加に伴う増額変更。

竜田駅東側地域整備工事の変更【全員賛成：可決】
 ・変更前 10億7,460万円
 ・変更後 13億6,854万9千円
 ≪変更理由≫主に事業対象面積増加に伴う増額変更。

町道木屋・小六郎線外1道路改良工事の変更
 【全員賛成：可決】
 ・変更前 9,180万円
 ・変更後 1億2,418万8,120円
 ≪変更理由≫主に対象延長の増加に伴う増額変更。

南地区管渠災害復旧工事その9の変更
 【全員賛成：可決】
 ・変更前 2億2,032万円
 ・変更後 1億9,535万2,560円
 ≪変更理由≫主にマンホール撤去数や汚泥処理量の変更。

条例の制定

行政不服審査法の施行に伴う 関係条例の整備等に関する条例の制定

行政不服審査法改正に伴い、樫葉町行政手続条例・情報公開条例・個人情報保護条例を改正するため本条例を制定。【全員賛成：可決】

行政不服審査法の規定による提出書類の 写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定

行政不服審査法の規定により提出資料の写しの交付手数料を徴収する場合、手数料の額・納付義務及び減免について、規定する必要があるため制定。【全員賛成：可決】

地方活力向上地域における固定資産税の 不均一課税に関する条例の制定

地域再生法一部改正に伴い、地方拠点強化・拡充を行う企業支援として、固定資産税の特例を定めるため。【全員賛成：可決】

東日本大震災等による被災者に対する 町税等の減免に関する条例の制定

平成28年度における個人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税並びに介護保険料について減免措置を講ずるため。【全員賛成：可決】

公共施設等総合管理基金条例の制定

公共施設及び復興整備施設等の中長期的な老朽化対策及び施設周辺環境整備に必要な財源確保を目的とした基金を設置するため。【全員賛成：可決】

諮問

人権擁護委員の推薦

人権擁護委員 川嶋仁子氏の任期満了に伴う、候補者の推薦
 候補者氏名 宇佐神 正道 氏（上小埜）
 【全員賛成：可決】

平成27年度補正予算

一般会計予算（第10号）

歳入歳出予算から2億1,230万円を減額し、補正後の予算総額を、それぞれ211億6,220万円とする。【全員賛成：可決】

国民健康保険特別会計（第4号）

歳入歳出予算から1億1,126万8千円を減額し、補正後の予算総額を、それぞれ19億6,142万9千円とする。【全員賛成：可決】

下水道事業特別会計（第4号）

歳入歳出予算から6,730万6千円を減額し、補正後の予算総額を、それぞれ8億2,369万4千円とする。【全員賛成：可決】

住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号）

繰越明許費に1,662万円を追加し、繰越明許費総額を2億4,878万円とする。【全員賛成：可決】

介護保険特別会計補正予算（第5号）

歳入歳出予算から1,370万円を減額し、補正後の予算総額を、それぞれ9億7,525万4千円とする。【全員賛成：可決】

後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

歳入歳出予算から8万6千円を減額し、補正後の予算総額を、それぞれ2,542万4千円とする。【全員賛成：可決】

陳情事件について

《陳情》

◆件名 看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働環境改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書

◆請願者 福島県医療労働組合連合会 執行委員長 野地寿子

◆要旨

日本の医療は、今日まで医師・看護師をはじめとする多くの医療従事者の懸命な努力で支えられてきた。

しかし、現在の医療・介護現場では長時間過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まり、介護を必要とする高齢者の増加などで、医療・介護従事者の労働環境は悪化し、離職者も後を絶たず、深刻な人手不足になっている。

福島県においては、原発事故の影響もあって医療・介護従事者不足がますます深刻な状況にある。

このような現状を踏まえ、「県民の心身の健康保持・増進」を図り復興を推進していくため、看護師など夜勤交代制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅に増やし、安全・安心の医療・介護を実現することが必要である。

以上のことから、看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求めるため、次の項目について、国に対し意見書を提出していただきたい。

◆結果 採択（経済福祉常任委員会において内容の審査を行った。）

◆措置 平成28年3月11日付けで楡葉町議会として、内閣総理大臣・厚生労働大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣に対し意見書を提出。

【意見書の内容】

看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求める意見書

長寿世界一を誇る日本の医療は、今日まで医師・看護師をはじめとする多くの医療・介護従事者の懸命な努力で支えられてきた。

しかし、高齢化の進展による要介護高齢者の増加、医療の高度化・ニーズの多様化及び医療の安全への期待の高まり等により、長時間労働など医療・介護従事者の労働環境は厳しさを増している。離職者も増大し、深刻な人手不足の状況になっており、医療・介護従事者の努力だけでは安全・安心の医療・介護の提供は限界にきている。

加えて、福島県においては、原発事故の影響もあり医療・介護従事者不足がより一層深刻な状況となっている。

そのため、夜間・交替制勤務を行う看護師及び介護従事者などの労働条件の抜本的な改善とともに医療及び介護従事者の十分な確保が不可欠である。

よって、国においては、安全・安心の医療・介護の提供に向け、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 夜間・交替制勤務を行う看護師及び介護従事者などの労働環境の改善を図ると共に、医師・看護師・介護従事者などの十分な確保策を講じること。

以上、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出する。

福島県楡葉町議会

＝ 町政諸般報告 ＝

3月定例会において、下記の内容について町政報告がありました。

報告 1

【平成28年成人式】

1月10日、震災後初となる町内での成人式がこども園を会場に、73名が出席し開催されました。今年の新成人は5年前の3月11日、まさに震災の日に中学校を卒業された方々です。当日は恩師や友人との久々の再開に笑顔があふれていました。

報告 2

【新春交歓会】

1月17日、町内のこども園を会場に開催されました。町関係者など約150名が出席され国会議員、県議会議員、いわき市副市長及び会津美里副町長のご臨席を賜り、復興に向けての誓いを新たにしました。

報告 3

【県立ふたば復興診療所の開所】

県立大野病院付属ふたば復興診療所「ふたばリカーレ」が2月1日から診療を開始しました。皆さまから寄せられていた医療環境に関する不安が軽減に繋がるものと考えております。

報告 4

【地域包括ケアシステム構築に向けたシンポジウム】

1月31日あおぞらこども園において、「地域包括ケアシステム」構築に向けたシンポジウムを開催いたしました。「高齢社会におけるこれからの医療と介護の在り方」と題した講演や「住民みんなで作り上げる檜葉ならではの地域包括ケア」についてのシンポジウムが行われました。

報告 5

【中満南団地災害公営住宅敷地整備】

2月12日、コンパクトタウンにおける住居ゾーンの位置づけとなる、中満南団地災害公営住宅及び分譲住宅地の敷地造成工事に着手いたしました。

【企業進出に伴う協定書の締結】

最先端半導体応用製品等の製造販売を行う福島SIC応用技研株式会社が檜葉南工業団地内に進出することとなり、工場立地に関する協定を締結いたしました。

報告 6

【企業進出に伴う協定書の締結】

最先端半導体応用製品等の製造販売を行う福島SIC応用技研株式会社が檜葉南工業団地内に進出することとなり、工場立地に関する協定を締結いたしました。

報告 7

【町政懇談会】

1月30日から2月25日まで計24回開催し、のべ428名の町民にご出席をいただきました。いただいたご意見やご要望を、早期に町の施策へ展開していくとともに、国をはじめ関係機関と連携して、町内の生活環境の整備を進めてまいります。

報告 8

【波倉メガソーラー発電所の起工】

3月1日に、波倉メガソーラー発電所の建設工事の起工式が行われました。再生可能エネルギーの普及と地域の再生、復興を両立させる先進的な取り組みであります。本事業の推進にあたり、波倉・営団地区の活性化はもとより、町全体の復興と町民の生活再建に資するよう協力してまいりたいと考えております。



◆町の行政上の賠償及び個人財物賠償について

問 行政上の賠償は、時価額の75%を要求しているのか。

答 (町長) 避難指示解除の時期に関係なく、原子力発電所事故と相当因果関係が認められる損害を、現在整備を進めている固定資産管理台帳と整合を図りながら、算出した額を請求する考えである。

問 町としての賠償を今後どのように支払ってもらうような状況をつくるのか。

答 (総務課長) ADR(原子力損害賠償紛争解決センター)で対応した方が良いのか、東京電力と協議をしながら一歩ずつ進めた方が良いのか見極めながら進めていきたい。

問 帰町目標を平成29年春としたことについて問題はないのか。

答 (町長) 帰町出来る環境にある皆様には町での生活を再開されることにより一緒に町の復興に取り組んでいただきたい。

また、環境が整わない皆様には、この時期を一つの目安として帰町あるいは生活の再建を図る準備をしていただきたいとの意味を込めている。

問 帰町目標が平成29年3月ならば、慰謝料と同様に財物賠償も6分の6とすべきだが、町の考え方は。

答 (町長) 国では避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方に基づき事故時点から6年で全損として、避難指示解除までの割合分を賠償することになっており、町の復興計画に掲げる帰町目標とは整合しない。

現状では、住居については住宅確保損害賠償を活用することで実態として確保されているが、農地や事業用資産等も適時適所でしっかりと今の考え方を国あるいは関係機関に要望していきたい。

問 議会でも全損として、今度要望に行くわけだが、町としても言い続けてほしいと思うが。

答 (町長) 全町避難から町民の生活再建を促進するための賠償措置を確保するよう粘り強く働きかけた結果、住居確保損害や精神的賠償損害の支払期間の延長など政府により新たな損害賠償が構築され、他市町村の居住制限区域と同様の賠償を請求することが可能となっている。今後も町民が不利益となる事象が生じることがないように関係機関に要望してまいりたい。

問 雨漏りにより住むことが出来ない家は全損とすべきであるが。

答 (町長) 本町からの強い要望の結果、住宅確保損害賠償を活用することにより、新たな住まいを確保するために必要な対応が可能になっていると考える。

問 避難前の生活を取り戻すため、財物賠償を全損として町でも要求していただきたい。

答 (町長) 基本的な考え方は全損というようなことであり関係機関にその考え方を申し入れさせていただく。

◆子供たちが安心して安全に生活できる環境とは

問 子供たちが安心して暮らせることとは。

答 (教育長) 町内で生活するためには安心・安全が不可欠であり、双葉警察署、防犯パトロール隊や復興関係事業所等と連携し、地域全体で子どもを見守る体制づくりを検討していく。

問 富岡町では極端に子供たちが少ない場合は近隣町村の学校に通ってもらうなどの連携も検討するとのことだが、受け入れ態勢等を近隣同士で検討すべきと思うが。

答 (教育長) 富岡町の教育長と水面下でその件について前から何回かやりとりしており、お互いに連携しながら育てていきたい。



◆指定廃棄物のフクシマエコテッククリーンセンターへの搬入について

問 町長は、指定廃棄物の搬入を去年の12月4日、正式に受け入れを表明したが、一貫して反対している上繁岡、繁岡両行政区の住民の声を尊重するならば、一度白紙撤回をし、改めて当該行政区の住民と真摯に話し合いをすべきと思うが。

答 (町長) この問題については、議会においても何度か議論をいただいたが、議会でのご意見や住民説明会でのご意見、更には福島県や富岡町の考え方、そして楡葉町が置かれている現状等を踏まえ、指定廃棄物を含めた特定廃棄物をフクシマエコテッククリーンセンターへ埋め立て処分する計画を容認する判断をさせていただいたところである。

住民との真摯な話し合いは、大変重要なご指摘と考えており今後も引き続き丁寧な説明を含めた住民との話し合いを国へ求めていきますので、ご理解を賜りたい。

問 今まで町政懇談会を開かれている中で、特に上繁岡は単独で行政区の町政懇談会があったかと思うが、この件についてどのような意見が出されたか。

答 (放射線対策課長) 町政懇談会での意見の多くは、総合的には施設には反対だというような意見が多かったと記憶している。

問 昨年来、上繁岡、繁岡両行政区は、町や議会に対して反対の要望書や陳情書を提出しており、改めて当該行政区の住民のみなさんと真摯に話し合いをすべきと思うが、再度町長の考えは。

答 (町長) 決して住民の話を聞かないという話ではなく、今後安全協定の中でしっかりと安全性確認をさらに深めた中で進めてまいりたいと考えているのでご理解を賜りたい。

◆小中学校の再開について

問 楡葉町内での学校再開を復興計画では、平成29年4月と決めているが子供たちが安心して生活できる環境に戻っているのか甚だ疑問のあるところでは。

特にこの間、多くの人たちの意見を聞きましたが、現時点で帰町者がわずか450人、約6%しか戻っていない中で子供たちをなぜそんなに急いで帰町させるのか、今少し楡葉町が安心して住める環境に戻った時点で町内での学校再開をすべきでないかという声が多くありました。

将来の楡葉町を背負って立つ子供たちを大事に育てていく、そのためにも再開にあたっては子どもたちや保護者の方とじっくり相談をしながら慎重に判断すべきと思うが。

答 (教育長) 時期的なものについては、早いのか遅いのか誰もその答えは出ないと、私たちは最善の策あるいは最良の策を少しでも模索しながら検討委員会の中で議論をしながら進めている結果ですのでご理解を頂きたい。



◆ 檜葉町の現状と 今後のあり方について

震災、原発事故から3月11日で5年を数えることになるが、今なお復興の槌音はするものの、本当の復興にはほぼ遠い状況だが。

問 木戸ダム湖底の放射性物質について、その後の進み具合は。

答 (町長) 木戸ダム湖底のモニタリング箇所を追加しながら、技術革新による抜本的対策の実施可能性を検討するよう国に要望しているところである。

また、水道水の安全性について24時間モニタリングシステムの導入や厳格な濁度管理等の多重安全対策により安全は確保されているが、湖底の汚染土壌の除去が実現できるよう要望と水道水の安全の確保に努めていきたい。

問 本年より営農再開が本格化するわけであるが、米の販路拡大等々を踏まえての考え方は。

答 (町長) 木戸ダム湖底の放射性物質の除去等について国と関

係機関等に要望しながら、今後しっかりと詳細な調査を行い、営農を進めていきたい。

問 コンパクトタウンの開発が過日より始まったが、当初の計画どおり進めることが出来るのか。

答 (町長) 帰町目標である平成29年春ごろにはコンパクトタウンの全体像があらわれるよう事業をすすめている。

問 地盤の健全性というものをしっかりとしながら進めていただきたいと思うが。

答 (建設課長) 地盤の改良、盛り戸工事をしっかりと行っていきたい。

問 足を持たない、車を運転できない方に配慮したサービス向上の取組等に配慮してほしいと考えるが。

答 (新産業創造室長) デマンドバスの運行といったもの考えて進めている。

問 帰還される方への引っ越し費用の助成について、引っ越しされる方全員に等しく助成を行っているか。

答 (町長) この制度は避難元市町村に帰還することを後押しする制度であり引っ越しされる方すべてに対して等しく助成を行うものではないので、今後県と連携を図りながらきめ細やかな対応するよう協議したい。

問 町長はかねてより全損一括と言っていたが、まだ町民の生業について解決する方向には行っていないように思われるが、町としての今後の方針についてお示ししていただきたい。

答 (町長) 営業損害や営農損害など賠償が継続されるよう引き続き関係機関に要望していきたい。

問 避難生活が5年を経過し、できるだけ多くの方に帰還していただくために町民は何を望んでおり、またどのような施策を執行していけば良いのか。

答 (町長) 帰町の判断で示した3つの重点施策、安心できる生活環境の回復、生活再建支援策の充実、住みよい魅力ある町づくりを推進し続けることが最善の方策であると考えている。

さらには、檜葉町復興計画(第2次)第2版で新たに設定した時期区分に沿って着実に展開することが復旧・復興にとどまらない新生ならはの創造への近道であると考えている。

問 具体的に町民が安心できるような町づくりの構想を一つ聞かせていただきたい。

答 (町長) コミュニティを復活しながらしっかりと絆の強い、みんなが笑顔いっぱい出る檜葉町にしていきたいと思いつつ、さまざまな施策を打っていききたい。

要望活動

国が示した避難指示解除時期並びにこれまでの要望で未だ不十分な事項について、国及び東京電力㈱に対し、要望活動を行いました。

＝《国へ要望書を提出》＝

平成28年3月16日、国の関係省庁等におもむき、要望書を提出いたしました。

提出先及び要望の内容については、以下のとおりです。

【提出先】

復興庁・環境省・経済産業省
農林水産省・国土交通省
自由民主党東日本大震災復興加速化本部



復興庁

《 要 望 の 趣 旨 》

楡葉町は、昨年9月5日をもって政府による避難指示が解除されました。

現在、ふるさと楡葉での生活が再開できる環境の整った町民が少しずつ自宅へと戻り、5年間の空白の時間を取り戻すべく努力をしているところであります。

しかし、当町の復興状況はまだまだ脆弱であり、真の復興を実感するには、平成28年度からの復興・創生期間において、長く険しい道のりではありますが、議会、執行部はもとより、国をはじめ福島県の支援、さらには住民、諸団体等と連携し、新生ならはの創造に向けて官民一丸となり復興の加速化に取り組む必要があります。

国におかれましては、過去に類を見ない極めて過酷な原子力災害により、今なお、大半の町民が避難を余儀なくされている当町の現状を再度認識していただき、町復興創生に係る諸課題の解決に向け、国の責務として総力を上げて対応して下さいよう、下記事項について強く要望いたします。

《 要 望 事 項 》

1. 通学路の除染について

楡葉町は平成29年4月に町内で小・中学校を再開することとしており、町の未来を担う子供や若い世代の帰町は町の復興には不可欠である。

このことから、子ども達が安心して通学できるよう国が目標とする空間線量率毎時0.23 μ Svを超える箇所の徹底した除染を実施すること。

2. 財物賠償について

楡葉町は昨年9月に避難指示が解除され、半年を経過する中、大半の町民は帰町準備が整わず帰還した町民は6%程度と低調である。

このことは実質的に避難の継続に外ならず、財物賠償（住居確保損害除く）は避難期間に関らず一律全損扱いとすること。

3. 営農再開支援の強化策について

昨年、福島相双復興官民合同チームによる農業を含む個人事業者への聞き取りが行われ、中小企業等の事業再開への財政支援措置等の方向性が示された。しかし、楡葉町再生のフロントランナーとなる町の基幹産業である農業に関しては未だ何ら具体策が示されていないため、帰町の目標となる平成29年からの本格的な営農再開に向け、農業事業者に対する支援強化策を早急に示すこと。

4. 交通渋滞の緩和について

現在、当地域において交通量が大幅に増加し、主要道路の渋滞が大きな問題となっていることから、緊急時の避難道確保はもとより、復興事業をスムーズに進めるためにも、国道及び高速道路等の渋滞解消のための施策を講ずること。



環境省



経済産業省



農林水産省



国土交通省

《東京電力(株)へ決議書を提出》

平成28年3月17日、東京電力株式会社本社において、決議書を手渡しました。
決議書の内容等は以下のとおりです。

《 決 議 書 》

楡葉町は、昨年9月5日をもって政府による避難指示が解除されました。

現在、ふるさと楡葉での生活が再開できる環境の整った町民が少しずつ自宅へと戻り、およそ5年間の空白の時間を取り戻すべく努力をしているところであります。

しかし、当町の復興状況はまだまだ脆弱であり、真の復興を実感するには、平成28年度からの復興・創生期間において、長く険しい道のりではありません

が、議会、執行部はもとより、国をはじめ福島県の支援、さらには住民、諸団体等と連携し、新生ならはの創造に向けて官民一丸となり復興の加速化に取り組む必要があります。

東京電力株式会社においては、過去に類を見ない極めて過酷な原子力災害により、今なお、大半の町民が避難を余儀なくされている当町の現状を再度認識し、事故原因者の責務として総力を上げて対応するよう、下記事項について強く決議いたします。

《 決 議 事 項 》

1. 住居確保損害を除く財物賠償は避難期間に関係なく一律全損とすること。
2. 福島第一原子力発電所事故の速やかな完全収束と万全な安全対策を講ずること。
3. 福島第二原子力発電所の潜在的リスクを考慮し、早急に廃炉を決定すること。
4. 復興関連事業への支援と地元雇用を含めた地域振興策を講ずること。
5. 迅速かつ解りやすい情報公開を徹底すること。

なお、本決議に対する回答を早急に書面により求めるものである。



東京電力本社

条例の改正

課設置条例【全員賛成：可決】

財産の取得の変更

佐野地区外企業社宅整備事業用地取得の一部変更
【全員賛成：可決】

平成27年度補正予算

- ◆一般会計補正予算（第9号）
予算総額に2,580万円を追加し、歳入歳出予算総額213億7,450万円とする。
【全員賛成：可決】
- ◆介護保険特別会計補正予算（第4号）
予算総額に3千円を追加し、歳入歳出予算総額9億8,895万4千円とする。
【全員賛成：可決】

檜葉町復興計画〈第二次〉第二版の策定

時期区分を見直し、「新生ならば」の実現に向けた取り組みや土地利用計画をより具体的に示す復興計画を定めるため。
【全員賛成：可決】

財産の取得

佐野地区外企業社宅整備事業用地
土地 山田岡字堂ノ下23番1 ほか1筆
面積 1,550㎡
地目 田
価格 558万円
【全員賛成：可決】

工事請負契約の締結

- ◆中満南団地災害公営住宅敷地造成工事
契約額 9億8,820万円
契約相手 鴻池・草野特定建設工業協同企業体
【全員賛成：可決】
- ◆中満南団地住宅用地造成工事（1工区）
契約額 1億3,176万円
契約相手 加藤建設㈱
【全員賛成：可決】
- ◆管渠布設替工事（竜田駅東側）
契約額 5,940万円
契約相手 榑橋本組
【全員賛成：可決】

工事請負契約の変更

- ◆木戸川鮭ふ化施設災害復旧工事（2期工事）増額
変更前 3億9,420万円
変更後 4億508万1千円【全員賛成：可決】
- ◆農林水産物処理加工施設災害復旧工事（2期工事）減額
変更前 1億1,664万円
変更後 1億1,489万7,960円
【全員賛成：可決】
- ◆天神岬公園津波防災対策ビューポイント整備工事増額
変更前 9,288万円
変更後 9,335万4,120円【全員賛成：可決】

2月臨時議会で議決された事項についてお知らせします

【会期 平成28年2月12日：1日間】

工事請負契約の締結・変更

- ◆産業再生エリア敷地造成工事締結
契約額 4億円
契約相手 マルト建設㈱【全員賛成：可決】
- ◆檜葉町役場庁舎災害復旧工事（その2）増額
変更前 4,957万2千円
変更後 5,664万3,840円【全員賛成：可決】
- ◆町営住宅災害復旧工事（後沢団地）増額
変更前 7,840万8千円
変更後 7,899万3,360円【全員賛成：可決】
- ◆中学校グラウンド整備工事増額
変更前 3億2,832万円
変更後 3億4,904万1,960円
【全員賛成：可決】



全員協議会で、協議された事項についてお知らせします。

檜葉町復興計画（第二次）第二版（案）【説明：復興推進課】

《開会日：平成27年12月18日・平成28年1月26日》

檜葉町復興計画（第二次）策定から2年半が経過し、現状を踏まえた見直し（案）について、協議を行いました。

◆変更・修正の主な要点について

・帰町目標を平成29年春と明示、帰町期（解除～帰町目標まで）や本格復興期（帰町目標～平成32年度まで）の設定、名称等の変更など現状にあわせ、表現や図示等を変更修正。

・個別対策、取組等の施策について、終了したものを削除し、新たな施策を追加するとともに今後進める計画をより具体的に記載。

◆パブリックコメントについて

町民の方々から公募したパブリックコメントや議員からの意見を参考に内容の修正を行い、町民や町内で働く皆さまの意向に寄り添った復興計画を目指す。

◆檜葉町復興計画（第二次）第二版はパブリックコメント等による修正を加え平成28年1月29日に策定されました。

◆おもな質疑

Q. 小中一貫について、子供が増えた場合の対応は。
A. 南と北小学校の両校舎の再開を考えている。
Q. 新たな産業集積について具体的には。
A. 循環型社会形成に寄与する産業誘致や廃炉関連企業、産業転換による持続可能な企業活動の展開を計画。

Q. 除染の程度を明確にすべきでは。
A. 町として取り組み継続のためきめ細やかな除染のための対応体制整備を取組項目としている。
Q. 飲料水の安全性について。
A. 木戸ダムに流入した放射性物質に関し檜葉町除染検証委員会で議論し必要な対応を引き続き国に求めていく。



担当課より説明

請願・陳情書を提出される方へ

請願・陳情書の記載内容や添付書類などに不備がある場合、受け付けが出来ない場合がございますので、ご注意ください。

《留意事項》

- ・一つの案件ごとに作成。
- ・提出年月日、住所、氏名、電話番号を記載し押印。
- ・請願者が多数の場合は、ほか〇〇名と付記し、別紙として、全員分の住所、氏名、押印がされている連名書または同意書等を添付。
- ・請願には必ず、議員1名以上の署名押印が必要（陳情の場合必要なし）。
- ・内容には、何をどの様に処理してほしいか等具体的に明記。
- ・意見書や要望書等の提出を求める場合は、その案文を必ず添付。
- ・提出は、次期定例会のおおよそ10日前までに提出。
- ・その他、関係する書類等があれば添付。

<p>(表紙)【請願書の様式例】</p> <p>※特に様式に決まりはありませんが、明文に記載された事項について明記の上、提出してください。</p> <p>〇〇〇〇〇〇に関する請願(陳情)書</p> <p>紹介議員 氏 名 印 (陳情の場合は、紹介議員は不要)</p>	<p>(本文)</p> <p>1 件名 〇〇〇に関する請願(陳情)書 (内容を端的に表す件名を書く)</p> <p>2 請願(陳情)の趣旨 (請願(陳情)の目的を簡潔に書く)</p> <p>3 内容 (請願(陳情)の内容やどのような対応をしてほしいかを具体的に書く。なお、意見書等の提出の場合は意見書案文を添付し、提出先等を明記。)</p> <p>上記のとおり請願(陳情)いたします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>檜葉町議会議長 青木 基 様</p> <p>請願者 住所(県から記入) 氏名 印 電話番号</p>
---	---

◆お問い合わせ先 檜葉町議会事務局 ☎0240-23-6132

総務環境常任委員会

◆双葉地方広域市町村圏組合南部衛生センターの実態調査

【調査日：平成28年1月25日】説明：双葉地方広域市町村圏組合

放射性物質を含む廃棄物の処分について、ごみの収集状況や焼却灰の管理、放射性物質等を含む廃棄物を取扱う際の作業状況等に関し、双葉地方広域市町村圏組合南部衛生センターを視察し調査を行いました。

◆ごみの収集状況

▽楡葉町内のごみについては、当面、生活ごみ（一部当施設で処理）も含め、環境省で回収し、前原地区仮置場に一時保管（減容化施設設置後、減容化を図る）

- ・収集範囲／広野町、川内村
- ・収集対象／生活ごみ
- ・分別状況／4種8分類に分別し収集



南部衛生センター担当課より説明

◆焼却灰について

主灰、飛灰に分類し保管。

▽保管状況

主灰／フレコンバッグに入れ一定量集積した後、館の沢処分場にて一時保管。

調査時数量、2,448袋。平成27年4～12月の線量は377.2～836Bq/kg。

飛灰／フレコンバッグに入れ、一袋ごとコンクリートボックスで密閉、センター敷地内で一時保管している。

調査時数量、839個。平成27年4～12月の線量は1,933～8,210Bq/kg。

▽最終的処分については、環境省に要請中。



飛灰の保管状況

◆線量測定

業者に委託し、主灰、飛灰、排ガス、可燃ごみの線量を月ごとに測定。測定結果を町へ随時報告。27年4～12月の排ガスは0.042～0.073 μ Sv/h、可燃ごみは0.09 μ Sv/hという状況。

◆課題

- ・一時仮置場の容量に限りがある。
- ・焼却施設の耐用年数（34年経過）。
- ・就労者希望者が少ない など

◆作業状況（健康管理等）

職員の現場作業時はタイベックスーツ及び防塵マスクを着用。外部被ばく線量対策として、ガラスバッヂを携帯し毎月累計線量測定。ホールボディカウンターによる内部被ばく検査を年2回受診。

結果は、現在、未検出という状況。

調査の結果、概ね適正に処理保管等が行われておりました。

一方で、フレコンバックやコンクリートボックス毎の封入日や線量の測定結果、内容物などが明示などの改善面や課題も認められました。

この調査から、今後の避難指示解除に伴うごみ等の増加により、線量についても益々注意が必要となってきます。国の方策と施設の更新について、現状に即した対策が行われるべきとの結論となりました。



館の沢処分場にて一時保管

経済福祉常任委員会

◆農林水産業振興に関する営農再開の状況調査

【調査日：平成28年2月8日】説明：産業振興課

この度の原子力災害に伴う、檜葉町における農地の現状や営農に対する方針、計画並びに復旧の見込みなどについて、調査を行いました。



産業振興課より説明

◆平成28年度の営農再開に向けた取組

- ▽水稲／作付予定者16名、作付予定面積約20ha
- ▽園芸／小菊、トルコギキョウ、ストックの実証栽培。
- ▽畜産／
 - ・酪農の実証：6頭を導入、牛乳の測定を行う。
 - ・繁殖牛の実証：和牛を5頭程度導入し実証予定。

▽補助・支援について

町として水稲、園芸、畜産、保全管理、放射能対策などの各種補助等を実施。また、国や県等においても同様の補助事業等がある。

◆除染後の農地保全管理

営農を再開する農地以外について、檜葉町農業復興組合などにより保全管理を実施。国の補助期間が平成28年度～30年度の3年間。

町としては、仮置場撤去後1年程度の保全管理期間の延長を要望。

◆カントリーエレベーター施設整備

町において土地及び施設を整備（平成28年度予定）。その後の管理運営についてはJAふたばが行う方向で調整中。

◆農業再生プロジェクトチームからの報告

▽農業再生に向けた課題

大幅な農業従事者の減少、限られた農業従事者での面的農地維持、農業施設や農業機器の整備、風評被害等による意欲低下などが課題。

▽課題解決に向けた支援等

- やる気のある農家へのサポート／相談窓口の設置、優良農地の斡旋、販売経路の開拓。
- 迷っている方へのサポート／市場動向情報の提供体制整備、定期的意向調査、保全管理実施。
- 将来的には農業再開したい方へのサポート／新たな農業法人等を設置、農地を預けられるシステム構築を目指す。
- 外部の農業に興味を持つ方を取り込むための対策／ボランティア等の農業支援者の募集。



農地保全の状況

◆農業意向調査（H27.7実施）

▽対象831名のうち回答数381名（回答率46%）

回答者年齢層／50代18%、60代41%、70代27%、80代11%、20～40代4%未満。

▽結果

- 水稲作付／作付20名、担い手に委託105名、作付しない202名、未記入54名
- カントリーエレベーター利用／すぐに利用16名、帰町後5年以内7名、検討中68名、利用しない78名、その他16名
- 育苗センター利用／すぐに利用13名、帰町後5年以内8名、検討中69名、利用しない76名、その他16名
- 農機具倉庫利用／すぐに利用10名、帰町後5年以内10名、検討中68名、利用しない74名、その他12名
- 水稲作付意向面積／平成29年1,965 a、平成30年1,636 a、平成31年2,376 a、これ以降3,143 a

◆ため池等の除染

町管理のため池27カ所中、県の調査結果から8千Bq以上のため池12カ所のうち、8カ所を平成28年度、残りは平成29年度に予定。

本調査において、意向結果から水稻作付に前向きな農業者は少なく、農業施設等「利用しない」「検討中」が大半を占めることが確認され、回答があった年齢層も、40代以下が4%に満たないことから、農業再生に対する若い世代の関心と意欲の低さ並びに将来的な町の農業の衰退が感じられる結果となりました。一方、作付意向面積結果からは、長期的には回復兆しが認められたことから、営農再開には、農業再生復旧対策を推進すると共に、他の地域との差別化を図り、新たな魅力のある農業を創出するなど、多くの方々に対する農業への興味と意欲向上に繋がる取り組みの検討が必要であるとの結論となりました。

◆作業員宿舎の状況調査

【調査日：平成28年2月19日】説明：新産業創造室

町内の作業員宿舎や宿泊者の数や今後の計画、町からの指導等及び旧クレステージカントリークラブ跡地に整備されている作業員宿舎の集約地について現地視察調査を行ないました。

◆町内滞在作業員宿舎施設等の状況（1月末現在）



新産業創造室より説明

宿泊する作業員が携わる主な業務内容は、廃炉作業や除染、仮設焼却施設設置管理、家屋解体など復興や原発関係作業従事者が宿泊。

▽民宿・下宿

- パワーヴィレッジならば（旧クレステージカントリークラブ）やフタバライフサポート（上小埜地内）、福寿荘ならば（下繁岡地内）など計7施設（収容可能人数 計729人）。
- 宿泊者実績 計586人。

▽作業員・社員宿舎

- 鹿島建設(株)3ヶ所、(株)関電工1カ所、清水建設(株)1カ所、東電宿舎1カ所、前田建設工業(株)1カ所など町内計11カ所（収容可能人数 計1,730人）。
- 宿泊者実績 計670人。

▽建設中及び計画中の宿舎等

- (株)蓬人館：建設中（下繁岡地区）／収容規模：200人／形態：旅館業／宿泊：作業員及び一般客
- (株)ジーエフエム：建設中（大谷地区）／収容規模：150人／形態：旅館業／宿泊：作業員及び一般客（実質的には1社貸付で作業員のみとなる予定）
- JFEエンジニアリング(株)：建設中（山田岡地内）／収容規模：163人／形態：作業員宿舎／宿泊：作業員（約6年程度で撤去予定）

- 日本グローバルプロパティーズ：計画中（山田岡地内）／収容規模：51人／形態：ビジネスホテル／宿泊：一般客など
- ほか作業員宿舎等の建設に関し、現在、町に相談があるものとして4か所（繁岡地区2カ所、営団地区1カ所、山田岡地区1カ所）、町としては周辺住民への説明会など理解と周知を図るよう指導を行った。

◆クレステージカントリークラブにおける 仮設宿舎

- 説明会／平成27年6月13日、11月3日に住民説明会実施。
- 宿 舎／1期として平成27年10月末に400名収容施設が完成（現在ほぼ満室）。最終的には2,000人程度の規模を想定
- 設備等／敷地内で生活が完結できるようクラブハウス内に食堂、大浴場、自動販売機、売店、コンビニエンスストア等を整備。
- 期 間／6年間で予定、最大10年間までの延長。
- 通 勤／基本的には大型バスによる通勤。時間は概ね朝は5：45～7：00頃、夜は16：00～18：00頃（場合により他の時間帯や他の車両の出入りがある）。
- 防 犯／警備は専門会社へ委託。
警備室（メインゲート付近）、防犯カメラ（複数個所）を設置。
通勤時ほかIDカードによる入外出管理（食堂などでも活用し所在確認を行う）。
宿舎建屋周辺にフェンス等を設置予定。
施設内及び近隣地域（大谷行政区内）の巡回。
町への定期状況報告。
- 除 染／使用する敷地については、運営事業者において除染済み又は除染を行うこととしているが、使用しない場所は除染は行なわない。



宿舎集約地の防犯状況を視察



貨物用コンテナを使用した宿舎

調査の結果、町における宿舎等の把握状況や事業者に対する指導や要請等の努力による成果が認められました。

しかし、町民には未だ不安を抱く意見があり、この様な不安を減少させるためにも、また、緊急時の避難対応等の観点からも、町における把握を強化し、迷惑行為などを防止する対策等について、関係機関と連携し整備をすべきとの結論となりました。

議会の活動等について【1月～3月】

日付	1 月
4	仕事始めの式
6	双葉地方広域市町村圏組合消防本部出初式
	県知事主催新春そば会（福島市） 双葉地方町村議会議長・事務局長合同会議（福島市）
10	平成28年榎葉町成人式
17	平成28年榎葉町消防団出初め式
	平成28年榎葉町新春交歓会
19	双葉地方町村議会議員研修会
20	浪江町議会文教厚生委員会視察研修会
25	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会
26	議会全員協議会
	議会運営委員会
27	佐野地区他企業社宅整備事業安全祈願祭・起工式
29	第1回1月榎葉町議会臨時会
31	県立大野病院附属ふたば復興診療所完成式
日付	2 月
3	双葉地方町村議会議長会による国への要望活動（東京都）
8	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会
	議会運営委員会
9	東電福島第一原発事故被災市町村議会連絡協議会役員会（田村市）
10	双葉地方町村議会議長会と復興副大臣との意見交換会（福島市）
12	第2回2月榎葉町議会臨時会
	中満南団地災害公営住宅敷地造成工事安全祈願祭・起工式
15	広域市町村圏組合議会保健常任委員会（広野町）
16	広域市町村圏組合議会消防常任委員会（広野町）
18	広域市町村圏組合議会総務常任委員会（広野町）
	東電福島第一原発事故被災市町村議会連絡協議会代議員総会（田村市）

19	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会
22	双葉地方水道企業団定例会
24	福島県町村議会議長会定期総会（福島市）
	双葉地方町村議会議長会会議（福島市）
26	双葉地方広域市町村圏組合議会定例会（広野町）
27	J Aふたば榎葉支所再オープン式
日付	3 月
1	波倉メガソーラー発電所建設工事安全祈願祭
	議会運営委員会
3	第7回双葉地方除染事業等・警察連絡会（広野町）
	合同委員会
4	
7	
8	第3回3月榎葉町議会定例会
9	
10	
11	東日本大震災犠牲者追悼式
	榎葉中学校卒業式（いわき市）
16	国・東京電力への要望活動（東京都）
17	
18	こども園卒園式（いわき市）
23	榎葉南・北小学校卒業式（いわき市）
24	一ツ屋災害公営住宅完成式
	住鉱エナジーマテリアル竣工式
	一ツ屋住宅団地内覧会
25	東電福島第一原発事故被災市町村議会連絡協議会要望活動（福島市）
26	天神岬公園リニューアル記念イベント
	木戸川鮭稚魚放流
30	榎葉遠隔技術センター試験棟完成式典
	リリー園開所式
31	退任式・辞令交付式

各省庁へ要望書を提出

檜葉町議会として、国に対する要望書を各省庁において、大臣等に手渡しました。【関連記事9～10ページ】



復興庁



環境省



経済産業省



自民党復興加速化本部



国土交通省



農林水産省

平成28年6月定例会は、6月上旬ごろ開催の予定です。

【開会日は、予定ですので変更となる場合があります。予めご了承ください。】

● 場所

檜葉町役場庁舎 3階 議場
(双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-6)

《問い合わせ先》

檜葉町議会事務局
☎ 0240-23-6132
Fax 0240-25-5564



※議会を傍聴される際には、決まりを守り静粛に傍聴されるようお願いいたします。

なお、席には限りがありますので、予めご了承ください。

◆ 傍聴の際守っていただくこと ◆

- ①携帯電話等は電源を切るか、音を発しないよう設定すること。又、通話、撮影、録音を行わないこと。
- ②傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
- ③議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ④談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- ⑤飲食又は喫煙をしないこと。
- ⑥みだりに席を離れないこと。
- ⑦不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- ⑧その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

発行・編集者
檜葉町議会

双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-6
☎0240-23-6132 Fax0240-25-5564